

## 資 料

# 少年局の養子縁組斡旋実務に関するインタビュー

——ベルリン州少年局での聞き取り調査——

Die Adoptionsvermittlungspraxis bei dem Jugendamt in Berlin

ウルリケ・ヘルピッヒーバーレンス<sup>\*1</sup>  
レギーナ・ヴェルナー<sup>\*2</sup>  
鈴木博人<sup>\*3</sup> 阿部純一<sup>\*4</sup> 石原達也<sup>\*5</sup>

## はじめに

本インタビュー調査は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)平成23年度～平成25年度（平成26年度延長）「福祉制度としての養子制度の立法論的研究」の研究調査の一環として、2014年3月4日にベルリン州少年局の養子縁組斡旋担当者を訪問して行ったインタビューの邦訳である。上記科研費研究の目的は、子の福祉を推進すべき制度として特化していない、様々な目的に用いられる何でもありという性格をもつ日本の養子制度を、子の福祉を保障・確保するための制度としていくために、具体的な条文の提示も含めて養子法の改正案を提示することにある。養子法の改正というときに、子の福祉のための養子制度を考案するならば、民法典中の

---

\*1 ベルリン州教育、少年および学術局社会サービス・職業教育および継続教育部長

\*2 ベルリン州教育、少年および学術局養子縁組斡旋担当

\*3 所員・中央大学法学部教授

\*4 嘱託研究所員・鹿児島大学法文学部准教授

\*5 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

養子法規定のみを改正の対象と考えていたのでは、子の福祉のための近代的養子制度を現実のものにすることはできない。児童福祉法や現時点では日本には存在しない養子縁組斡旋法も含めた制度構築をしなければ、養子制度は機能しない。狭義の養子法は民法典中の養子法であるといえるだろうが、広義の養子法には児童福祉法・養子縁組斡旋法が含まれなくてはならない。そして、現行児童福祉法には養子縁組に関する規定は存在せず、養子縁組斡旋法も存在しない。ここでいう広義の養子法が、全部そろって初めて福祉型養子法は機能するといっても過言ではない。

以上のような構想の下、ドイツ・ベルリン州の養子縁組斡旋実務の実際を取材し、具体的な養子縁組斡旋、とりわけ公的な児童福祉機関が行う養子縁組斡旋実務の内容を明らかにしようとして企画されたのが本インタビューである。

インタビューでの質問事項は、鈴木が作成し、事前に質問内容を通知する形をとった。上記科研費研究の研究協力者である阿部と石原は、インタビュー当日の記録、インタビュー進行中に随時必要となる資料の検索、提示を行った。また、両名は、録音したインタビューを反訳した。その反訳原稿を、鈴木が録音したインタビューのドイツ語と対照して、より正確な対訳原稿とした。したがって、邦訳についての文責は鈴木にある。

インタビュー先の推薦、紹介は、ベルリン工科大学名誉教授ヨハネス・ミュンダー教授に仲介の労をとっていただいた。具体的な日時の設定および当日の通訳は、ベルリン市在住の三浦まどか氏にご協力いただいた。

インタビュー어의ヴェルナー氏(Frau Werner)は、本文中にも記載があるように、長年にわたり養子縁組斡旋実務に携わってきたベテランである。ヘルピヒ-ベーレンス氏(Frau Herpich-Behrens)は、上司にあたるが、彼女は、ベビークラッペ・匿名出産問題にも詳しく、ベビークラッペの是非を検討する議会公聴会でも専門家の1人としてその見解を述べている。

なお、今回の訪問調査では、本稿の中にも名前が挙げられている、ベルリン・シェーネベルク区裁判所ベッティナー・パウマート裁判官にも長時

間インタビューを行っている。そのインタビューも公表する予定である。

本インタビューに先だって送付した質問事項は、本稿末に掲載しておく。  
(鈴木記)

## 調査目的

**Frau Herpich-Behrens** ヴェルナーさんは、この養子縁組斡旋センターで長年勤めあげてきている方です。皆さんの質問を拝見したところ、現場のことにに関して具体的な質問が多いので、彼女の方から具体的な話は答えさせていただきたいと思います。私と2人でお互いに補完し合って回答申し上げます。あとですね、伺いたかったのは、皆さんの今回のプロジェクトと、こちらにいらっしゃって、私たちに対する最も大きな関心、最もお聞きになりたいことは何ですか？

**鈴木** 私たちは、養子法改正のプロジェクトを行っています。つまり、養子縁組に関する様々な規定を、もっと福祉制度として、子の福祉のための制度に組み換えたいと考えています。そして、養子法の改正が必要だという提言をするだけではなく、具体的な個々の条文を実際に改正提案として提示していきたいと考えています。さらに、現在、日本には養子縁組斡旋法が存在せず、養子縁組の斡旋に適用する法律規定が欠けています。そこで、養子法だけではなく、養子縁組斡旋法についても具体的な条文を提案していきたいと考えています。

そして、養子縁組、さらに養子縁組斡旋のプロセスや手続が具体的にどのように進んでいくのか、また、例えば、葛藤状況にある妊婦にはどのような支援が与えられるのかという点に私たちの大きな関心があります。この養子縁組斡旋のプロセスで、どの段階でどういう質問をして、どういう支援を行うのかという手順について、日本には今そのノウハウがないので、日本で新しくこの制度を導入する時に、養子縁組斡旋の中で、何をどのような順番で導入していけばいいのか。ベルリンでは、この手続がどのように規定されて、どのように行われているのか、これが私たちの一番知り

たいことです。

**Frau Herpich-Behrens** 今から、ヴェルナーさんの方からどのような手順で手続が進められるのかということの説明いたします。その前に、忘れないうちにお伝えしたいのは、ドイツの少年局というのは、いくつもの行政レベルがありまして、その一番上と申しますか、広域レベルの少年局である州少年局の連邦作業グループ(Bundesarbeitsgemeinschaft)で、この養子縁組斡旋に関する勧告(Empfehlung)を出しています<sup>(注)</sup>。これは、もちろんドイツでは法で多くのことが規定されていますけれども、それ以外にもやはり現場で使えるスタンダードみたいなものがありまして、それがまとめられています。皆さんにとって多分これは参考になると思います。

## 1. 少年局での養子縁組斡旋全体の流れ

**Frau Werner** 全体の手順というところで質問ですけれども、実親の支援というところでしょうか、それとも、それだけではなくて、養親希望者をどういうふうに支援するかも含めてですか？

**鈴木** はい。それから養親教育と養親審査も含めて教えていただきたい。

**Frau Werner** ここの少年局の養子縁組斡旋センターには、職員がフルタイム換算で4.5人おります。この4.5人のフルタイムで働いている職員は、全ての分野に関わっております。ですから、養親希望者の審査、そして実親との接触、継子、そして親族養子縁組も行っておりまして、国内外の養子縁組を行っております。国内の継子養子縁組については、少年局だ

---

(注) 2015年1月27日に、この勧告の第7版が公刊された。Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter (Hrsg.), Empfehlungen zur Adoptionsvermittlung —7., neu bearbeitete Fassung 2014—  
[http://www.bagljae.de/downloads/120\\_empfehlungen-zur-adoptionsvermittlung\\_2014.pdf](http://www.bagljae.de/downloads/120_empfehlungen-zur-adoptionsvermittlung_2014.pdf) 第7版は、別途全文の邦訳を公刊予定。

けが行っています。この点はベルリン市の特別な規定でそうになっています。

### (1) 相談経路と相談業務

**Frau Werner** 子や自分の子を養子に出したい実親がどうやってこちらに来るかという質問がありましたけれども、まずですね、大体の親は自らこちらに来ます。例えば、インターネットで事前に情報を見て来る人たちもいれば、あるいは病院や少年局、あるいは妊娠葛藤相談所、あるいは時には知り合いからの勧めで来るというように、たどってくる経路はいろいろな形がありますが、話をした後一人で来ます。別の経路としては、出産があった場合に、女性が自分で連絡できないで、直接病院から電話が来る場合もあります。

そして非常に重要なのが、実親に対する相談になりますけれども、実親といってもほとんどの場合が母だけで、たまに若い父親も一緒に来ることがあります。相談はどこで行うかという、こちらで行うこともあれば、あるいは病院にこちらから赴くこともありますし、病院も少年局も嫌だという人については、その人の家に家庭訪問をして相談を行います。

この相談業務が、私たちが行っている仕事の中では最も重要だといえる業務です。というのは、母親側も、未だ最終的な決断を下していない人が多いからです。養子に出した方がいいのか、あるいは他にも選択肢があるのかどうかと、例えば里親制度を利用するとかですね、あるいは自分で育てようかというふうに未だ決断を下していないので、1回で足りる場合もありますけれども、時には数回相談を行います。妊婦の時から相談を受けている人の場合は、出産後もその決意は変わっていないか、あるいは少し考えが変わったかということを探ねます。

こちらでは若い、これから出産するという母親に対して、その支援を提供します。例えば、出産後ですね、少年局、その人の管轄地域の少年局で、例えば、養育援助（Hilfe zur Erziehung）ですとか、あるいは個別養育支援、そして家庭支援など、様々な支援制度がありますので、少年局の

そういった支援制度があるということをお伝えしたり、あるいは一定期間、子どもがいない状態で考える期間を取るために、里親に出すというようなこともできますということをお伝えします。それでも養子に出したいというふうに決断された人に対しては、養子縁組という形に移ります。

昨年(2013年)非常に多かったケースは、妊娠していることを自覚しないとか、したくないために、妊娠していないと思こんでいる人たちです。周りの人たちも全くその人が妊娠しているということを知らないまま、出産に至ると、突然なんかどこかが痛いとか言って、病院に行ったら健康な子どもが生まれたみたいなケースです。そうすると、自分でも妊娠しているというのを頭の中では受け入れてなかったの、どうしていいのかわからないという状況の人が昨年多かったです。

その出産したお母さんと一緒に解決策を模索します。その人に他に周りの人間関係があれば、その人の周りの人たちもできるだけ含めていくような形での解決策を模索します。人によっては、やっぱり子どもを自分で育てようという場合は、親とか兄弟、あるいはいい友人というような人たちにも話をして、一緒に支えてもらうような形で育てることを模索します。

この相談の時間というのは非常に大切に、母親が圧力やプレッシャーを受けることなく、自分で育てる、育てないを決められるということを尊重するということが非常に大事です。子どもにとってもこれが一番いい判断だったと、母親自身が思えることが非常に大事です。

そういった状況の母親あるいは両親というのは、いろいろな境遇、社会的環境に置かれた人たちですけれども、しばしば共通点は、その人の家庭環境が、いい状況ではないということです。親と連絡を取り合っていない状況であったり、あるいは親がすごく遠いところに住んでいたり、自分を支える人間関係がないということが共通しています。

## (2) ベルリンの子が対象

**Frau Werner** 私たちが養子縁組の対象者とする子どもは、ベルリンで出生して、私たちのところに申し込まれた子どもたちです。ドイツ国籍

の子もいれば他の国の国籍の子もいます。

### (3) 実親の聴聞・希望・養子縁組のタイプ

**Frau Werner** 親が子を養子縁組に出すという決心をして、もう絶対にその決断を変えないとなれば、親は、私たちのところでいろいろ聞かれることになります。例えば、その親の家庭環境や、今までの出来事、どういった育ち方をしてきたかという話とか、あるいはなぜ子を養子に出したいのかという理由も聞きます。

どのような形態の養子縁組を希望するかも、実親は伝えることができます。その養子縁組の形態は、完全にオープンな養子縁組もあれば、また半分オープンな養子縁組もあります。我々として一番支持しているのがこの半分オープンな形態です。これは、養親、そして養子の住んでいる住所は実親に伝えなければ、養親を知ることはできて、手紙を通じて、コンタクトを保ち続けることができるというものです。

さらに、その実母が伝えられる希望というのは、ベルリン州内の家庭に養子に出すか、あるいは他の州、例えば、どこか村とか田舎の地方がいいとか、そういったことも言えます。また、宗教については法的に決められているのですが、プロテスタントか、カトリックか、どのような宗教の家庭に行かせたいかということも言えます。あるいは、養親に任せますと言うことも可能です。さらに、養親がまだ子どものいない方がいいのか、あるいは、すでに養子がいて、その兄弟としてもう1人欲しいというような養親のところに行かせたいのかという希望も伝えられます。

### (4) 養親となる者への引渡し

**Frau Werner** 全てこういったことをはっきり決めましたら、その子どもは出生後3、4日で病院から退院できますが、その際に病院から直接養親のところに行きます。

この出生から、斡旋して養親に任せるまでの時間を利用して、私たちの方でもっている、後ほどお伝えしますが、養親候補者のプールの中

から見合った人を探し出します。

**鈴木** ちょっといいですか。その期間というのは、出産後3、4日の期間の間に養親を探し出すということですね。

**Frau Werner** そうです。

**Frau Herpich-Behrens** その養親候補者というのは、もうすでに審査を済ました、候補者プールというがあるので、その中から選ぶことになります。

**Frau Werner** 質問の中にもありましたけれども、出生後、養親に直接引渡すことがあるのかというと、あるのですね。但し、もちろん、母親は、出生後8週間以内に考えを変えることはできます。

なぜ病院から直接養親の下に子を送るかといいますと、私たちは子どもに接していて、もう一度生活の場を変えたくはないからです。養親候補者の方も、この8週間というリスクがあるということを知った上で、受け入れます。

未だちょっとどうしようというように悩んでいるようなお母さんについては、子どもを短期里親に委託します。お母さんはなおよく考える時間を持ち、我々は短期里親から養子に斡旋します。

##### (5) 後見人任命

**Frau Werner** 実母は、その子どもを養子に出すと決めて、斡旋依頼書に署名をしても、自分の健康保険組合に出産を届け出なければなりませんし、また実母もしくは実父母として出生届も提出する必要があります。そして、8週間後に我々とともに、公証人役場に行きます。

この公証人役場のところに行くというのも重要な期日となります。この公証人のところで、親としての権利と義務を放棄して、養子縁組に書面で同意します。この書面が、再び私たちのところに送られ、私たちはさらにそれを区裁判所の家事部に回します。区裁判所の家事部に到達した時点で、実母あるいは実父は、この流れ、すなわち養子縁組への決断を覆すことはできません。



この8週間の間というのは、言ってみれば、いわゆる無法（rechtsfrei）空間というか、そういう状況になります。実親には未だ配慮権が残っているという状況ですけれども、但し、親は我々に対して養子縁組斡旋依頼にサインをしているわけで、日常のことを決定する権利は、養親の方に委ねているわけです。そういう状況で、公証人のところに行って初めて、その子に後見人が付くということになります。

この後見人が、8週間後に任命されるわけです。いわゆる養子縁組成立のための法定代理人です。我々は養子縁組斡旋機関として、養子縁組成立に至るまでの試験養育期間中、養親家庭に行った子、養親、さらには実母についても支援を続けます。

日本でこの試験養育期間というのは6ヵ月以上となっていると書いてありましたけれども、ドイツでは最適期間ということで、これは最低1年間と考えています。ですから、早ければ1年後に養子縁組は完全に成立するわけです。

#### (6) 手 当

**Frau Werner** 特別な手当があるかということですが、里親手当みたいなものはありません。里親ではありませんので、里親に対する手当は出ません。普通の、いわゆる親手当、ドイツは連邦親手当法に基づいて、親手当が出ます。1人で育児するなら12ヵ月、パートナーも含めればプラス2ヵ月で14ヵ月の親手当の支給、プラス通常の児童手当の支給となります。

#### (7) 家庭裁判所での審査

**Frau Werner** この試験養育期間の終わる段階で、こちらでは、裁判所に所見を出します。これはどういう所見かということ、親子関係が成立したかということです。親子関係が成立したという所見を出した場合には、他の書類とともにこれを区裁判所に送って、裁判所で、最終的な養子縁組の成立ということになります。

**Frau Herpich-Behrens** 皆さんが訪問するバウマート裁判官ですけれども、家庭裁判所の方で養子縁組手続を扱い、養子縁組を成立させる方なので、お互いによく知っています。彼女とはしっかり連携して、長年にわたって協力して仕事をしています。

**Frau Werner** ベルリン全体で三つの家庭裁判所があり、子どもの生活の中心がどこにあるかによって、どこの家庭裁判所に回せるかということが変わってきて、その担当の、管轄の裁判所で、裁判官が養子縁組の成立の決定をします。

家庭裁判所で何が行われるかというと、意見聴取が行われます。養親、そして後見人から意見を聴取します。

#### (8) 同意補充事例

**Frau Werner** 私たちが、いくつかケースとして扱っているのは、すでに後見人のいる、いわゆる青少年援助を受けている、つまり少年局の援助を受けている子で、里親の下で生活している1歳未満の子について、後見人から養子縁組依頼があれば、養子縁組の審査を行います。

実際に、親の同意補充ケースがときにはあります。いわゆる少年局の方で、親の配慮権を剥奪して、子を収容しなければならないようなケースですけれども、こういったケースではやはり子の福祉に何が役立つかということを見ます。すでに母親にもう何人も子どもがいて、その子たちがみんな里親の下で育てられていて、また子どもが生まれたという時に、じゃあその子もまた青少年援助の制度内で18歳になるまで育てていくのか、あるいはすぐに養子縁組の可能性を与える方が、その子の福祉にとって役立つのではないかと、そういった場合に、子の福祉にとって養子の方がいいだろうと考えた場合は、養子縁組という形になります。

**Frau Herpich-Behrens** いまヴェルナーさんが説明したケースというのは、本当に例外中の例外です。というのはやはり、「親の権利」にとっては最も大きな介入となるわけですね。その配慮権を剥奪し、さらに、それだけではなくて、養子に出してしまうというのは、本当に大きな介入と

なりますので、慎重に審査をする必要、検討する必要があります。少年局としてもきちんとした理由づけが必要であり、また当然、家庭裁判所の決定を要します。子の利益のための比較考量の中で行うのですが、効果が広範に及びますので、当然例外になります。

やはりこの、今言った例外的なケースですけれども、これは強制的な養子縁組といった形になりますので、ドイツでは非常にセンシティブなテーマです。ドイツの歴史を見ますと、ファシズムの時代ですね、ナチ時代、そしてその後の東ドイツの時代でもそういったケースがありましたので、本当にこういった決断を下す前には、非常に慎重に慎重に検討し、推し量り、そして時間をかけて決めていくことです。

**Frau Werner** この養子縁組については、両親の同意が必要となり、母親はもちろんのこと、父親も同意する必要があって、近年、父親の権利というのは非常に大きくなってきました。ただ母親が、父親が誰であるか言いたくないというようなケースがときにあります。我々としては、子どもにとってその父親が誰かということが非常に大事であるというふうに説得を頑張ってしまうけれども、それでも言わないというケースはあるわけです。そういったケースでは、後になって、その父親が自分の子が養子に出されたということを知って、法的に何らかの措置を採るということで、法的な問題につながることもあります。

#### (9) 出産前の養親決定

**Frau Werner** この養子に出す親に関する今までの話の中で、何か質問がありますでしょうか？

**鈴木** この相談の中で、実母が出産前にもう養子に出すという決断をして、少年局がそれを承認してというか、仕方ないと判断して、出産前から養子縁組手続に向かって動き始めるというケースはあるのでしょうか？

**Frau Werner** どういう手続を……、候補者とか……？

**鈴木** 例えば、日本の場合に、いろいろなケースがありますけれども、出産前にもう自分では育てないと決めて、自分の子どもの顔も見ないで子

どもを乳児院、あるいは養親候補者に、引き渡してしまう、一度も抱きもしないで引き渡してしまうというようなケースを考えているのですけれど。

**三浦** 出産前の手続というと、どういう……。

**鈴木** 出産前の手続というのは、日本には手続がないのですが、いろいろな相談や情報提供をしますよね。この出産前にそうした情報提供をしても、母親の決意が固く、情報を聞いても、それでも養子に出すんだ、自分はそれでいいのだ。あるいは、最初から、養子に出してくれというふうに母親が主張しているような場合、出産前に、もう全く養育の意思がない。そういったことは認めないのか、あくまでも出産後に、今日説明を受けたようなプロセスを踏むということが必ず前提にされているのでしょうか。とにかく出産前に「親としての権利」を放棄してしまうことを、それは法的にという意味ではないのですが、出産前に養子に出すことを決めてしまうことは認められていないのでしょうか。

**三浦** 斡旋依頼書に署名するとかそういうことですね？

**鈴木** そうそう。

**Frau Werner** 多くの場合ですね、母親はもうすでに妊娠中に相談に訪れていますから、すでにその養子縁組のプロセスに入っているといえ、入っているわけですね。当然事前にそういったいろいろな相談に応じます。但し、その実際のメインなところの養子縁組手続ですね、いわゆる親を探す、養親を探すというのは、出生を待ってからです。やはり、その生まれた子が健康であるか、そして本当に母親の決断、あるいは親の決断は変わらないかというのを待ってから養親を探します。

**鈴木** それで、ちょっとこれは法的手続じゃないですけども、母親は、その赤ん坊の顔を一度も見ないで、結果的にその探された養親に子どもが行って、一度も抱かない、一度も顔を見ないというようなケースはあり得るのでしょうか。

**Frau Werner** もちろん、その例外的なケースではありますけれども、母親がもう絶対に一度も顔を見たくない、しかも生まれた子が、その生ま

れた瞬間からちゃんと親がいるという状態であって欲しいから、養親が、もう出産する病院に来てほしいというケースはあります。まあ、例外的なケースで。そういったケースではもう、その出生前から、養親を選定します。養親にとっては、その母親がやっぱり生まれてから決断を変えるというリスクはあるんですけども、それでもそういったこともします。さらに、実際にそういうケースで成功しています。

もちろんその、こういったケースはですね、例外的なケースですけども、リスクが伴います。親がもう一度考え直すということもありますけれども、またその健康上のリスクがあります。子どもが健康に生まれるの分かりませんし、ですがもう親として、養親がこの子どもと関わるといふことになりますので、リスクがあります。

#### (10) 養親選定基準・手続

**Frau Herpich-Behrens** いいですか？ 養親の選定へいっても……。

**鈴木** はい。

**Frau Werner** 養親の選定についてですけども、養親候補者というのは自らもちろん来ます。基本的には、医学的にもう子が望めないカップルですね。もうすでに不妊治療を受けて、それでも駄目だったという人たちで、じゃあどうしようかということで、養子を考え、選択としてやっぱりこれだと決意が固まっていて、実際に養子を本当に受け入れたいという人たちです。こちらに来て手続が始まるんですけども、この養親審査手続というのは、だいたい6ヵ月から9ヵ月かかります。但し、その養親候補者となるためには、条件があります。最低年齢は法的に決まっていますが、最高年齢というところでは、法的には決まっていません。けれども、勧告という形で、親と子の年齢の差は40歳未満であるべきであると推奨されています。なぜこの40歳を超えない年齢差かということ、やはり思春期を迎えた時に、親が実際にその負担に耐え得る必要があるということを考えるからです。また、条件としては、寿命が縮まる病気に罹ってはいけません。さらに、収入がしっかりしていること、当然債務がないこ

と、そしていわゆる無犯罪証明が必要となります。

こういった条件をクリアした人たちが初めて、その適性の調査という段階に移るわけです。まず、書面で自分たちのこれまでの人生を報告する必要があります。どういった家庭で育ち、親がどんな人かとか、どういうふう  
に育ってきて、そして今の配偶者に会えたのか、相手とはいつどこで知り合  
って、そしていつからともに生活しているのか。カップルの関係について、書  
面にて報告を出す必要があります。それが出て初めて、最初のこちらでの相談  
の期日が決まるわけなんですけども、こちらで話し合う、いろいろな相談を行  
うわけですけども、1回ごとに2～3時間、非常に時間をとって話し合いをしま  
す。そして、4～6週間ごとに、この2～3時間の相談を行うことになりま  
す。

私たちが非常に重視することは、その養親となる人たちが非常にオープン  
な、隠し事をしないような形で、こちらで私たちに対応するということ  
です。やはり自分のこと、そして自分の家庭のことについて、オープンに話  
を伝える意思があり、さらにそのオープンだというのは、他人の子を、自分  
の子として受け入れる、そういう用意があるということです。いわゆる、その  
社会的な育ての親となることに対する心が開かれていることです。それが非  
常に大事であり、またやはり実親というのは、ずっとつきまとうわけです。  
実生活の中でつきまとうないかもしれませんが、やはり頭の中ではつきま  
とう、そういうことを受け入れられるかということです。こういったことを重  
視しています。

個人的適性審査で、まずその前提条件となるのは、すでに4、5年は共同  
生活をしているということ、養子縁組の時点で結婚していなければなり  
ません。また、その個人的適性を見る中で非常に重視しているのは、個人  
として、個の人間として安定しているかどうか、さらにそのカップルとし  
て、いろんなプレッシャーに耐え得るかどうか、さらに安定した関係ない  
しそのカップル関係ができていくかということです。

さらに重視していることは、その夫婦が、その家族オンリーではなく、  
他の社会的ネットワークもきちんとあるか、他の人間関係ももっているか

どうかです。自分たちの親とか、親戚、友人、その他周囲の人間関係があるかどうかということも重視しています。家庭訪問をする際には、例えば、その子にとっては祖父母となる人たち、あるいは養親に近い存在である親戚とか、そうした人も招きます。そういった人たちから、例えば、祖父母となる人たちが、その養子に対してどういった考えを持っているのかですかね、そういったことも聞きます。

もちろん審査の中で重視しているのは、養子を迎える動機です。なぜ養子が欲しいのか、子どもがいなくても幸せになれるじゃないか。あるいは、本当に夫婦ともに養子を望んでいるのか。どっちかが、どうしても養子でもいいから子どもが欲しいということに対して、もう一人の方が、じゃあ自分の妻ないし夫が望んでいるんだっただろうがないというような姿勢なのかとかです。あとは、自分たちはどうしても子どもが欲しいと望んだけれど叶わない状況に対して、他方で、その実親は、子をいらないと行って出しちゃう、そういった実親に対してどういうふうに思っているか、実親に対する評価というものも審査します。

他にこの養親候補者と話すテーマというのは、その子がどういう子であるかということ、そして、子どもに対して、いつの時点で、どういうふうに自分が養子であるということを伝えるか。あるいは、実親との接触があるのか、いつあるのか。さらに教育方針、子育て方針。また、リスクについても話します。法的なリスク、健康上のリスクですね。あるいは、その子どもの様々な出自によるリスク、例えば売春、さらに強姦など、そういった形で生まれたということに関するリスクですね。そういったことも話します。

もちろん大事にしていることは、親が自分の気持ちに正直であること、その正直な気持ちを言ってくれることです。例えば、強姦によってできた子だったら育てる自信がないというのを率直に言ってもらいたいです。もちろんそう言ったからといって、そういう子を断ったからといって、他に違う養子となる子を紹介してもらえないことはないということ、そういった不安はないということも知ってもらいます。

この養親選定の手続の最後の段階で行われるのは、家庭訪問です。どんな暮らしをしているのかを見て、そしてその家庭の中の状況が子どもを育てるのにちゃんと合っているかどうか、そして周りの環境などを見たりします。

選定手続、審査手続を行う中で、その養親候補者について気になったことがあれば、例えば、その気になった点について、心理カウンセリングを受けてもらうとか、あるいはセラピーを受けてもらうとかいうこともしますし、またその気になった点が解決するまで、はっきりするまではその手続を中断するということがあります。

**Frau Herpich-Behrens** この候補者選定の手続、そして審査手続では自分の、自分たちのことについて非常に率直に、正直に話さなければいけない。いろいろな事を聞かれてしまう。そういったことなんですけれども、やはりこの養親を探すというのは、正直になれるようなきちんとした環境が必要だし、自分の個人的な話はきちんと秘密が守られるような環境であり、そして本当にプロが対応してるんだと、そういった環境、枠組みが必要となります。さらに必要なのは、時間です。こういうプロセスだからこそ、非常に時間のかかるプロセスだからこそ、我々は、すでに審査済みの、親のプールというのをもっているわけです。もちろん、この審査手続を行う中で、いろいろその養親候補者との衝突もあり得ます。やはり、養親希望者にとっては何でこんなことを聞かれるんだというような質問もしますし、または最終的に、この人たちでは養親にはなれないという結果になることもあるわけです。それは親にとって、非常に自分のプライドを傷つけられるようなことにもなるわけなんですけれども、大事なことは、このプロセスが、審査手続が本当に真剣に取り組まなければならないことで、時間をかけなければならないことだということです。時間をかけるということは、結局は、非常に大事な手続だからこそであって、短縮してしまったら、本当に大きな、重大な結果を招くことですので、短縮はできないということです。さらに重要な視点なのですからけれども、絶対に間違えてはならない基本的な考え方としては、我々は、子どものために、自分の実親の



下では育つことができない子のために親を探すという視点です。子が欲しい親のために、子どもを探すのではなく、子どものために親を探すということです。

**Frau Werner** 時にですね、養親候補者自身がやっぱりこの手続を、この審査手続を行う中で、やっぱり違つたと、養子を試してみたかっただけでも、いろいろ話す中で無理だと分かつたということもあります。だからこそ、1回の相談から次の相談を行う前に数週間の間隔を置いています。その数週間の中に、例えば親、自分たちもそうですけれども、その親や友人と話して、自分たちが本当に大丈夫かどうか、この考えが正しいかということをしかりと考えて欲しいわけです。自分たちに何ができるか、何ができないかははっきりと考えて頂きたい時間をとっているわけです。この審査手続中ですけれども、さらに三つの研修も用意しています。特別なテーマで集中的に行われます。これはグループで研修を受けるわけなんですけれども。一つはこちらの州教育・少年局の方でもっている機関で行う研修です。もう二つは外部の機関が行う研修です。他の希望者と話すこともできますし、またきちんと専門性のある講師がそれぞれのテーマについて、話を深めるといった研修もあります。

義務化はしていませんが、お薦めしますということで薦めると、基本的に断る人はいません。

この手続が上手く終了すると、その終了段階で、養子縁組適性報告書を作ります。その養親候補者についての、その人たちの生活状況、さらに夫婦関係、そして子どもに対する考え方、そして社会的な寛容性とか、そういったことに関する適性報告書をまとめます。

候補者にこの報告書はお渡ししませんけれども、こちらで報告書を読むことはできます。

この審査手続をする中で、どうしても解決できない問題があるとか、あるいは養親としての適性がないというふうに決断した場合は、拒否通知を出さなければなりません。

もちろん問題が発生した時に、その問題を候補者と一緒に解決する道を

模索しますし、またいろいろやってみて候補者の方から、確かに指摘された点はその通りですね、じゃあその養親申請も取り下げますというふうになれば、お互いにとって一番いい結果です。

**Frau Herpich-Behrens** こういうふうにするとしたのは、こちらで決定したことなんですけれども、何か問題があった場合、この人たちでは養親とはなれないということで、養親申請の却下、認めないという通知ですね、これはきちんとその理由を示すというふうに決めているんです。なんでこういうことをわざわざするかというと、もちろん、審査してこの人たちでは駄目だろうと思っても、養親資格ありますという報告書を出すことはできます。出しておいて絶対に養子は斡旋しないということだってできるんですけれども、そうしないのは、信頼関係を非常に重視したプロセスですし、その信頼に基づいて、結果もきちんと出すということが大事であるというふうに考えているからです。そうしなければ、いいかげんな、この人はまあ無理だろうと思っても、養親資格ありというような報告書を出してしまえば、いつか何かの間違いで、本当は資格がないであろう、適性がないであろう人に、子どもが斡旋されてしまう危険もあります。

**Frau Werner** ここで、養親適性があるというような資格を得た場合、あるいは決定を受けた場合に、その養親候補者は、他の、ベルリンだけではなくて、ドイツ全国で、養子縁組斡旋機関に行って養子の斡旋を受けることができますし、また外国の子どもの斡旋を行っている斡旋機関に行くこともできるわけです。ですから、そういった本当は適性資格がない人たちがどこか違うところで、養子を斡旋されることを回避するためにも、こちらではきちんと合わないという人たちに対しては、合わないという結果を出しています。

#### (11) 子の引取りへ

**Frau Werner** 養親適性ありという結果の出た親にとって、これからは、待機期間が始まるわけなんです。先ほどヘルピッヒ-ベーレンスさんがおっしゃったように、子どものために親を探すということなので、そ

の資格ありとされた、審査を済ませた親のプールから子どもにとって最もこの親がいいであろうという親を探します。その選択をする際には、どの親がどれぐらいの期間待っているかとか、そういったことは全く関係ありません。とにかく子に合った親を探します。

この待機期間中は、こちらとの連絡を絶やさないようにします。電話でも、メールでも、あるいはこちらに来ていただいてもいいんですけども、状況が審査をした時と変わっていないかどうか、それをこちらで把握する必要があります。

そして、その養親希望者にとって選ばれる日が来るわけです。この親というふうに決めたら、まず電話します。新生児の養子縁組斡旋の場合は、本当に電話したその日当日にここに来ていただく必要があります。養親候補者にここに来てもらって、新生児の場合は、我々が病院とかから聞いたこと全てをその親に話すわけですけども、子どもの健康状態、そして出自、さらに実母が、なぜ養子に出すかという理由、そういったことを説明します。

その話を、全ての情報をお伝えして、希望どおりであると、これで是非とも受けたいというふうに言ってもらったら、一緒に病院に行きまして、子どもに会ってもらって、1日後には連れて帰ってもらえるということになります。

出生後数ヶ月経っている子どもの場合は、もうすでに里親の下にいるわけですけども、プロセスはあまり変わりませんが、ただもう少し時間的な余裕があります。またその子については、すでにいろいろな、実親やその他とのコンタクト、接触があるということになります。

本当に短い、その最初の接触は重要で、この時に、養親候補者の方が子どもに実際に会って見たけれども、何も感じないと、育てたいという気にならないということが言えるんですね。これじゃあ受け入れませんということ、養親候補者の方から正直に言ってもらうことができます。

もちろん重要なのは、「子の福祉」が最優先ということですが、養親にとってもよい状況であるということが、結局、子どもにとってよい状況が

できる条件となりますので、それも非常に重要です。

## (12) 試験養育期間およびその後の支援

**Frau Werner** そして、子を受け入れるということになった場合に、試験養育期間が始まり、我々もまだフォローアップを続けるということになります。

家庭訪問も数回行いますし、また相談にも、必要とあれば、いつでも応じます。また、実親との接触がある場合、例えば実親からの手紙や質問も、あるいは養親からの手紙とか質問についてもこちらでお世話します。

試験養育期間が終わり、養子縁組が最終的に成立した後も私たちが担当します。私たちは相談に応じますし、何か問題があった時には、パートナーとなり、支援します。あとは、養親、子の側から実親との接触を希望した場合、あるいは養親が、子どもに対して養子であるということを告げる時が来た時とか、そういった時にももちろんフォローしますし、相談に応じます。必要な場合は、例えば、育児相談所を紹介したり、あるいはセラピー、いつでもかれらが必要なものを紹介します。

## (13) 出自を知る権利

**Frau Herpich-Behrens** 養子縁組の斡旋ということについて、いろいろルールを決めるという手続の際には、養子縁組というのは斡旋だけでは終わらないということが大事です。養子縁組というのは、一生続くプロセスであって、まずは実母の相談から始まり、そして養親の審査、選定があり、さらに新しい親、そして実母ですね、養子に出した側の親が相談やフォローを受ける権利を持っていますから、そういった人たちのサポートもあります。後に子どもが、自分のルーツ探しをします。これは養子縁組においては非常に大事な中心的な観点ですけれども、子どものルーツ探しのサポート、こういったことを全て、どういうふうにやっていくかというふうにきちんと決めていかなければいけません。ですから、養子縁組を斡旋した、この親の下にこの子が行ったというのは、単なる一つのポイントに

すぎない、一つの大事なポイントではありますが、そこで終わりではないということです。

ドイツでは、基本法で自分の出自を知る権利というものが基本権として保障されています。この自分の出自を知る権利というのは、養子縁組にとっても非常に重要なウェイトを持ちます。養子縁組のプロセスが上手くいくか、いかないかというのは、ここにも関わっているわけです。養子となった子は、いつかこの自分の出自、実際の親は誰かということについても向き合うことになります。ですから、この子どもが向き合う際の支援というのが必要であり、フォローが必要です。子どもは、子どもの時点でも、あるいは若者になってから、あるいは本当に大人になってからかもしれませんけれども、いつかはその時が来るわけです。そういったことを視野に入れた上で、ドイツでは半分開かれた養子縁組を好むというか、重視する傾向にあるわけです。いつかそのフォローが必要だということは、すなわち、その時点が来た時に、養子に行った子がどこか窓口がなければいけないんですね、自分がそれを問い合わせるところがなければいけない、相談を受けるところがなければいけないわけです。ですから、その役割を果たすのは、養子縁組斡旋センターとなるわけです、養子縁組斡旋センターが重要な任務を果たすわけです。この点は、実は匿名出産についても、これを認めるか、認めないかについて、あるいは匿名出産の手続をどうするかということにも関わってきます。

**Frau Werner** 自分が養子で迎えられた子であるということは、早期に伝えるという傾向にありますので、やはり、実親との交流、あるいは接触ということも早まっています。例えば、私も担当している子は、9歳の子で、強く実親との接触を望んでいる子がいます。数年前はまだ、実親との接触を望む時点というのは、14歳、15歳、16歳と、少し歳が上がってからだったんですけども、今は接触自体も早まっています。

## 2. 養子縁組斡旋をめぐるその他の問題

**Frau Herpich-Behrens** 時間をみながら落ちている質問があればしていただければと思います。ヴェルナーさんの方から、ほとんどの質問については、お答えしたんじゃないかとも思うんですけど……。

### (1) 不妊治療との関係

**鈴木** 新生児以外の養子縁組の場合、つまり、ドイツの民法では、未成年者の間はずっと完全養子なので、新生児でなくて、例えば、10歳の子どもとか、15歳の子どものケースについても、ほぼ同じように考えていいのでしょうか？ 例えば、10歳の子どもを養子にする時には、もう間もなく思春期になるけれども、先ほどのお話の養親子間の年齢差が40歳となると、親としては50歳でもいいわけですよね？ そのような新生児以外のケースも、基本的には同じと考えてよろしいのでしょうか？ 日本では、不妊治療期間がどんどん長引いているので、養親登録に50歳になってから来る人もふえているので。

**Frau Werner** ドイツでは、もちろん法的に不妊治療期間が決まっているわけではなくて、したい人が、したい時に始めて、終えるということになるわけですが、健康保険組合では、3回の不妊治療は負担します。健康保険組合の方でお金を払ってくれるということで、だいたい3回やって、もうやらないという人が多いですし、あるいはもっと自分の意思で、自分でお金払っても長く続ける人もいれば、宗教上の理由等から、あるいは体の負担を考えて、不妊治療を全くしない人もいます。いつかもう諦めるという時が来るわけですが、もちろん40歳ぐらいの人たちも多いですし、あるいはもう少し歳が上の人たちもおります。こちらで斡旋しているのは、0歳から大体半年、あるいは9ヵ月ぐらいまでの子だけです。もっと大きな子どもの斡旋はしていません。子どもと養親の年齢の差が40歳を超える人たちについては、外国斡旋の方になります。外国が

らの養子縁組斡旋の方に回します。その40歳の年齢差というのは、国内の斡旋についてのものなんです。

**Frau Herpich-Behrens** この40歳というのも推奨の年齢差ですけども、年齢差について法的な規定はございません。養子縁組斡旋センターやこちらの課でも、全体としても、やはりこれが正しいんだというふうに考えています。なぜかというと、やはり親子関係を構築したいのであって、子どもと祖父母関係を構築したいわけではないわけです。私たちは、本当に子どもの側に立っています。そういった意味では中立的ではないわけです。子のために親を探すということをしているので、最大40歳というふうに考えているわけです。但し、現在ドイツでは、そういった我々の姿勢が保守的である、時代遅れの態度であるというような批判があります。なぜかというと、社会全般を見ても、女性の出産年齢が高まっているじゃないか、そういったことから、保守的だとか言われているのです。実際に現在、連邦家庭省とそして連邦青少年管庁（Bundesjugendbehörde）の作業委員会の方で、養子縁組斡旋について、様々な観点を取り上げて、議論がされており、年齢差についても議題に上がっていますが、未だ最終的な決定はありません。いろいろな議論があっても、我々は、子が欲しい、子どもを望む親のために子どもを探すのではなく、子どものために親を探しているのであるということが本当に大前提にありますので、原則、最大40歳が許容範囲で、もちろん例外も稀にありますけれども、それ以上はよくないというふうに考えています。

## (2) 継子養子縁組

**鈴木** もうひとつ、継子養子縁組は、ここだけでやっているとおっしゃっていましたがけれども、これは一般の養子縁組のサポートと継子養子縁組の違いを教えてくださいたいと思います。

**Frau Herpich-Behrens** すみません、ちょっと説明不足だったんですけども、ベルリン州では、州の少年局は、州少年局の養子縁組斡旋センターは、外国との関わりがある、1人が外国籍であるとか、そういった状

況の継子養子縁組を扱ってしまして、それ以外のいわゆる国内の、完全国内の継子養子縁組については、区の少年局の方で行っています。これは非常にベルリン州特有の、ちょっとその行政の区分けとか、線引きとかそういった問題です。残念ながら、ベルリン州にはこの継子養子縁組の統計がないので、いつかは改善したいと思っているんですけども、今はない状況です。

**鈴木** 継子養子縁組と他人の子の養子縁組との根本的な違いはどのようなものでしょうか。

**Frau Werner** 一番大きな違い、継子の養子縁組といわゆる他人の子の養子縁組との違いは、1人は親が、実親が残るという点です。

**Frau Herpich-Behrens** 但し、我々斡旋する側として一番重視していることは、なぜその継子の養子縁組をするかという動機です。というのは、ただ単に新しく結婚した夫婦が、家庭というものを、形式上も完全な、完璧な形にしたいといったことが動機なのか、いわゆる親の都合なのかどうかというそこをしっかりと見るようにしています。

継子は、その子どもがですね、養子となる時の年齢が高いということもあります。ですから、その時の子どもの関心、利害関心は何か、その子どもの利害関心をどうやって守れるかということが大事です。やはりその子どもにとっては、自分を養子にと希望している親と、それに対する忠誠というか、そういったものを、どうしようという……、いわゆるその子どもにとっても、希望しないけれども、でも向こうは希望しているというような衝突、あるいは軋轢が発生し得るわけです。そのへんをちゃんと見るのが大事です。

あとは、ベルリン特有といえば、ベルリン特有なんですけれども、まあベルリンだけではなくですね、継子の養子というのは、同性カップルにとって、現在、唯一その両方が親となれる可能性を開くものです。ベルリンは非常に同性愛者のカップルが多いですし、大都市ですから、そういった意味では、その継子養子縁組というのは、件数もベルリンならではです。



### (3) 養親子関係が破綻した時

**鈴木** 継子の場合もそうですけども、養子縁組、親子関係が破綻したケースはどうしているのでしょうか。日本の場合には、離縁制度があるけれども、ドイツ民法はそれを認めていないので、破綻した時に、もちろん破綻の前から支援するんでしょうけど、でも破綻した時に少年局の支援というのは、どう行われていくのでしょうか？

**Frau Werner** 普通に親子に対して提供する少年援助の支援は全て、養親子関係が上手くいかなかった人たちに対しても提供されます。少年局の支援もあれば、育児相談もあれば、あるいはこちらに来て相談というのもありますし、その他諸々、全て使えるわけです。今まで、国内の養子縁組で本当に破綻したというケースはありませんでした。もちろん、問題は、いろいろ大小出てくることはありますけれども。ただ2件、外国との養子、外国の子の養子縁組で、上手くいかなかったケースはあります。来た時の年齢が高かったこともあったんですけども、そういった人たちについても、全ての支援を受けることができます。

**Frau Herpich-Behrens** そういう上手くいかなかったケースについては、子どもは、養親の下で暮らさずに、少年援助の方で用意している、いわゆる施設で育つことになります。日本で、その離縁をした場合に、じゃあ誰がまた親になるんですか？ 実親に戻るわけなんですか？

**鈴木** 日本には普通養子縁組と特別養子縁組というものがあり、ドイツの養子縁組に対応するのは、特別養子縁組になるのですが、……

**三浦** 完全養子縁組ですね？

**鈴木** はい。日本の民法上は、実親のところに戻ると書いてあるんです。けれども、特別養子縁組の離縁については、裁判所が件数しか報告しておらず、具体的にどうなっているかを裁判所が報告しないので、児童福祉関係者は、多分実親のところには実際には戻れなくて、施設に行っているのではないかと推測しています。

**Frau Herpich-Behrens** 厳しいですね。

**鈴木** 厳しい。とても厳しい。親が育てられないと、裁判所が認定して

養子にしているんですから、親のところにもその後戻れる……

三浦 わけがないですね。

**Frau Herpich-Behrens** だからこそですね、きちんとした手続が必要であり、親となる、養親となる人たちの心の準備も、非常にしっかりと行うことが大事です。やはり、親にとっては大きなプレゼントでもあるんですけれども、大きな挑戦、大きな課題でもあるということを理解する必要があります。

#### (4) 記録文書保存期間

**Frau Werner** 文書保存期間は、60年間。

**Frau Herpich-Behrens** こちらの扱った実際のケースについては、60年間の文書保存期間がありまして、民間団体が活動を停止した場合には、ベルリン＝ブランデンブルク州の養子縁組斡旋関連のセンターがポツダムにあるんですけれども、そちらの方に保管されます。

#### (資料) 事前質問事項

1. ドイツでも養子縁組件数は、減少傾向にあり、さらに全体の件数のなかでも継子養子縁組 (Stiefkindadoption) の割合が多くなっている状況で、継子養子縁組や親族養子縁組 (Verwandtadoption) ではなく、(他人の) 子の保護のため養子縁組の対象となる子は、具体的にはどのような子、いかなる境遇に置かれた子なのか。

2. 1. のような子 (日本の児童福祉の用語では要養護児童、法律家は要保護児童ということが多い) の親 (主に母と考えられる) が、少年局のことをどのようにして知って相談に来るのか。

3. 公的な (少年局による) 養子縁組斡旋と民間の養子縁組斡旋とではどのような違いがあるのか。あるいは両者に特別な違いはないのか。

少年局と民間団体が共同で養子縁組斡旋の全部または一部を行うことはあるの

か。

4. 望まない妊娠をした女性に対する出産前の支援は、どのような機関がどんなことを行うのか。

5. 望まない妊娠で中絶の機会を逃したケースで、ドイツでは出産後、いつの時点から子どもは、養親となる者に委託されるのか。出産直後に、時には実母には新生児の顔を見せたり、抱かせたりすることなく養親となる者への委託ということはありうるのか。出産前から他人に委託すると決めておくことができるのか。

仮に出産後一定期間は委託できないときには、委託までの間、子ども（新生児・乳児）はどこで養育されるのか。

逆に、仮に出産直後からの養親候補者への委託が可能だとすると、実親の養子縁組同意が得られなかった場合、養子縁組が成立しないということになり、養親候補者と子どもとの間の親子としての結びつき・絆が侵害されることにはならないのか。

6. ドイツでは養子縁組についての実親の同意とは、いつの時点でのどの機関に対する同意のことを言うのか。たとえば、少年局には同意していたが、裁判所では同意を拒否するというようなことは起こりうるか。

7. 養子縁組前の試験養育（試験監護）期間（ドイツ：適切な期間、日本：6ヶ月以上）、日本では児童相談所が斡旋する場合には、里親委託として子どもを養親となる者に委託するが、ドイツではこの段階の法的関係はどのようなものか。

この期間の養育に対しては、一般的な児童手当ではなくて、特別な養育手当が支給されるか。

8. 7.に関連して、里親制度と養子制度はまったく別のもので接点は存在しないのか。たとえば、里親希望と養親縁組希望の両方に登録できるのか。里親委託がその後養子縁組という結果になることはあるのか。

9. 児童の記録の保存期間はどのくらいか。

また、民間団体が活動をやめるときに記録はどこが引き継ぐのか。

10. 継子養子縁組の問題点

少年局は継子養子縁組ケースでも相談、支援を行うのか。

もし少年局が継子養子縁組にも関わるのだとしたら質問したいのは、継子養子縁組がどのような点で子の福祉のためになると考えられるのか。再婚カップルの破綻・離婚率が高いことを考えると、継子養子縁組には特別な要件が必要ではないか。

11. 継子養子縁組の場合、実父(母)の自分の子との交流はどのように確保されるのか。

またこのとき少年局による交流支援は実施されるのか。

12. 親族養子縁組はどのような場合に、どんな目的で行われるのか。

13. 養親子関係が破綻したような場合に、少年局としては何らかの支援を行うのか。

14. ベビークラッペ (Babyklappe) について

ベビークラッペについては、ヘルピッヒ-バーレンスさんの意見と医師の意見は違うようだが、何が最も問題だと考えるか。日本でもベビークラッペは賛否両論あるが、児童福祉関係者と医師とでは意見が異なることが多い。

15. 少年局が扱う国際養子ケースは多いのか。これは外国から子どもが入ってくる場合とドイツから他国へ出ていく場合の両方を含むのか。